第33号議案

警察に関する手数料条例等の一部を改正する条例

（警察に関する手数料条例の一部改正）

第１条　警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第１の５の項中「11,000円」を「9,900円」に改め、同表の７の項中「15,000円」を「13,000円」に、「11,700円」を「10,000円」に改め、同表の18の項中「2,400円」を「2,100円」に改め、同表の20の項中「25,000円」を「22,000円」に改め、同表の25の項中「4,600円」を「5,400円」に改め、同表の30の項中「1,600円」を「1,800円」に改め、同表の31の項の２中「2,200円」を「1,900円」に改め、同表の35の３の項の３中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表の38の項の１中「1,600円」を「1,550円」に、「4,400円」を「4,100円」に、「7,050円」を「6,600円」に改め、同項の２中「1,850円」を「1,900円」に、「2,200円」を「2,550円」に、「3,100円」を「3,350円」に改め、同項の３中「2,950円」を「2,600円」に、「4,500円」を「4,050円」に改め、同項の４中「1,850円」を「1,900円」に改め、同項の５中「1,750円」を「1,700円」に、「4,550円」を「4,800円」に改め、同項の６中「2,850円」を「2,900円」に、「4,400円」を「4,350円」に改め、同表の38の２の項の１中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に改め、同項の２中「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表の39の項中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同表の40の項の２及び41の項の２中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の41の３の項中「650円」を「750円」に改め、同表の42の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の43の項の１中「23,100円」を「23,400円」に改め、同項の２中「19,650円」を「19,500円」に改め、同項の３中「14,500円」を「14,700円」に改め、同項の４中「21,700円」を「21,500円」に改め、同表の44の項中

「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の45の項の１中「14,600円」を「14,550円」に改め、同項の２中「11,800円」を「11,850円」に改め、同項の３中「9,400円」を「9,650円」に改め、同項の４中「12,750円」を「12,450円」に改め、同表の46の項の１中「2,000円」を「1,900円」に、「4,650円」を「4,400円」に改め、同項の２中「1,950円」を「1,750円」に、「2,850円」を「2,550円」に改め、同項の３中「1,750円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,100円」に改め、同項の４中「1,050円」を「1,000円」に改め、同表の47の項の２中「2,500円」を「2,550円」に改め、同表の48の項中「2,400円」を「2,350円」に改め、同表の49の項の３中「2,100円」を「1,950円」に改め、同項の４中「4,100円」を「4,450円」に、「3,400円」を「3,500円」に、「2,450円」を「2,800円」に改め、同項の５中「4,100円」を「4,150円」に改め、同項の６中「1,400円」を「1,500円」に改め、同項の８中「1,300円」を「1,400円」に改め、同項の９中「650円」を「750円」に改め、同項の10中「2,400円」を「2,450円」に改め、同項の12中「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に、「5,650円」を「5,800円」に、「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に、「2,400円」を「2,350円」に改め、同項の13中「13,200円」を「12,500円」に改め、同項の14中「1,900円」を「2,000円」に改め、同表の60の項の１及び63の２の項の１中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表の64の２の項中「13,000円」を「12,000円」に改め、同表の64の３の項中「1,900円」を「1,700円」に改め、同表の64の６の項中「1,500円」を「1,600円」に改め、同表の64の７の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表の備考５中「8,000円」を「8,700円」に改める。

別表第２の１の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表の３の項中「2,450円」を「2,500円」に、「1,950円」を「2,000円」に改め、同表の４の項中「2,450円」を「2,500円」に、「1,950円」を「2,000円」に改め、同表の５の項中「2,000円」を「2,350円」に、「1,950円」を「1,900円」に、「2,500円」を「2,650円」に改め、同表の６の項中「1,750円」を「1,800円」に、「2,100円」を「2,050円」に改め、同表の備考１中

「2,450円」を「2,350円」に、「850円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,100円」を「2,900円」に改め、同表の備考２中「550円」を「500円」に、「350円」を「300円」に改める。

別表第３の１の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表の２の項中「1,350円」を「1,400円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,350円」に改め、同表の３の項中「1,250円」を「1,300円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「1,100円」を「1,250円」に改め、同表の４の項及び５の項中「1,550円」を「1,600円」に改め、同表の６の項中「1,400円」を「1,500円」に、「1,200円」を「1,250円」に改め、同表の備考１中「2,500円」を「2,400円」に、「3,150円」を「2,850円」に改め、同表の備考２中「250円」を「150円」に、「100円」を「150円」に改める。

（警察に関する手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「2,000円」を「1,900円」に、「1,950円」を「1,750円」に、「4,650円」を「4,400円」に、「2,850円」を「2,550円」に改める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。